

名古屋市上下水道局メールマガジン利用規約

(趣旨)

第1条 本規約は、名古屋市上下水道局（以下「発行者」という。）がパソコン又はスマートフォン等へ配信するメールマガジン（以下「メルマガ」という。）の利用条件、運用及び配信等について必要な事項を定めるものです。

2 本規約は、メルマガの会員登録を希望される方（以下「メルマガ会員希望者」という。）及び会員登録を行った方（以下「メルマガ会員」という。）に適用されます。

(利用登録等)

第2条 メルマガ会員希望者は、メルマガの会員登録の際にメールアドレスの登録が必要になります。

2 メルマガ会員希望者は、自己のメールソフトから所定のメールアドレスへの空メールの送信を行い、発行者から送信された仮登録メールの受信及び仮登録メールに記載された専用 URL からの本登録処理を行うことにより、メルマガ会員登録を行うものとします。

3 メルマガの会員登録及び受信配信にかかる通信費、通信機器等は、メルマガ会員希望者及びメルマガ会員の負担とします。

(配信)

第3条 発行者は、メルマガの配信を、メルマガ会員に対して無償で行います。

2 発行者は、メルマガを以下の各号に記載する配信時期及び内容にて配信します。

(1) 登録時配信

配信時期：登録時に第1号を配信。その後5週にわたり全6回を配信。

配信内容：上下水道事業に関する基本情報

(2) 月次配信

配信時期：毎月1回配信

配信内容：健康に関する情報、イベント情報など

(3) その他

配信時期：発行者が必要と認めるとき

配信内容：発行者が必要と認める内容

3 発行者は、メルマガを配信できない合理的な事由が生じた場合には、メルマガ会員に事前に通知することなくメルマガの一部若しくは全部を中断又は停止することがあります。

4 発行者は、メルマガ会員からメルマガ未受信の申し出があっても、再送信は行わないものとします。

(登録内容の変更)

第4条 登録されているメールアドレスの変更はできません。メールアドレスの変更を希望されるメルマガ会員は、一旦登録を解除し再度登録申込を行ってください。

(個人情報の取扱い)

第5条 本規約に関する個人情報の取り扱いは、発行者公式ウェブサイトにて定める「個人情報の取り扱い (<http://www.water.city.nagoya.jp/category/70000sonota/1024.html>)」に準拠します。

2 発行者（発行者から委託を受けて業務を行う者を含みます。）は、メルマガ会員に登録いただいた個人情報を、次の各号の目的に限定して利用します。

- (1) メルマガの配信
- (2) メルマガ会員のニーズに即した配信内容とするための顧客動向分析
- (3) 前各号のほか、メルマガ会員の事前の同意を得た場合

(配信の終了)

第6条 発行者は、一定期間前にメルマガ会員に事前に通知することにより、メルマガの配信を終了することができるものとします。

(メルマガ会員の退会)

第7条 メルマガ会員は、配信されるメルマガに記載された専用 URL から退会処理を行うことにより、メルマガ会員の退会を行うものとします。

(発行者によるメルマガ会員登録解除及び仮登録の削除)

第8条 発行者は、メルマガ会員が次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、当該メルマガ会員登録を解除することがあります。

- (1) 配信したメルマガが3回連続で不達となったとき。
- (2) 本規約に違反する行為があったとき。
- (3) メルマガが廃刊されたとき。
- (4) その他メルマガ会員を継続することに不適当な事由があると発行者が認めたとき。

2 発行者は、仮登録の状態にて一定期間経過した場合は、メルマガ会員希望者の情報を削除することができるものとします。

(禁止事項)

第9条 メルマガ会員希望者及びメルマガ会員は、メルマガの運営を妨害する行為、法令に違反する行為又は違反する恐れのある行為、その他発行者が不適当と認める行為を行ってはならないものとします。

(免責事項)

第10条 発行者は、メルマガ会員が、メルマガの会員登録及びメルマガを通じて得る情報等を利用することで被害を被ったとしても、一切の責任及びこれを賠償する義務を負いません。

(著作権)

第11条 メルマガのコンテンツに成立する著作権は、発行者又は発行者が許諾を受けた第三者に帰属しており、内容の転載等は認めません。

(規約の改定)

第12条 発行者はメルマガ会員の承諾なしに本規約を変更できるものとします。本規約を変更する場合は、発行者は変更事項を発行者公式ウェブサイト上に掲載します。

(合意管轄)

第13条 発行者とメルマガ会員又はメルマガ会員希望者との間で生じた紛争については、名古屋地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則

このメールマガジン利用規約は、平成27年5月7日から実施します。